

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月21日

【四半期会計期間】 第109期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社 東邦銀行

【英訳名】 The Toho Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 北村清士

【本店の所在の場所】 福島県福島市大町3番25号

【電話番号】 福島(024)523-3131(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 阪路雅之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目6番1号
株式会社東邦銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3535-5835(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 青木智

【縦覧に供する場所】 株式会社東邦銀行東京支店
(東京都中央区京橋一丁目6番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	30,143	31,420	29,790	62,841	61,516
うち連結信託報酬	百万円	0			0	0
連結経常利益	百万円	4,714	5,789	4,220	10,673	9,997
連結中間純利益	百万円	3,010	3,332	2,642		
連結当期純利益	百万円				6,550	4,552
連結中間包括利益	百万円		4,970	3,988		
連結包括利益	百万円					494
連結純資産額	百万円	127,765	144,061	142,410	141,027	138,970
連結総資産額	百万円	3,024,009	3,181,568	3,662,482	3,158,209	3,261,533
1株当たり純資産額	円	578.31	572.32	561.95	552.10	550.46
1株当たり中間純利益金額	円	13.64	13.15	10.46		
1株当たり当期純利益金額	円				27.84	18.02
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円					
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円					
自己資本比率	%	4.21	4.52	3.88	4.45	4.25
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.05	11.06	11.00	10.96	10.93
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	505	31,450	89,020	81,254	120,990
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	22,091	19,025	121,164	106,286	91,502
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	724	1,981	711	6,750	2,676
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	63,965	64,931	48,435	54,496	81,299
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,981 [888]	1,989 [911]	1,986 [779]	1,945 [897]	1,963 [899]
信託財産額	百万円	35	26	20	30	21

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。
 4 自己資本比率は、中間連結会計期間（連結会計年度）に係る純資産額から少数株主持分を控除した金額を、当該中間連結会計期間（連結会計年度）に係る総資産額で除して算出しております。
 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
 6 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2 四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
 7 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社であります。
 8 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第107期中	第108期中	第109期中	第107期	第108期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	30,116	31,379	29,757	62,753	61,359
うち信託報酬	百万円	0			0	0
経常利益	百万円	4,702	5,762	4,242	10,624	9,912
中間純利益	百万円	3,261	3,306	2,661		
当期純利益	百万円				6,763	4,477
資本金	百万円	18,684	23,519	23,519	23,519	23,519
発行済株式総数	千株	221,000	255,500	255,500	255,500	255,500
純資産額	百万円	127,058	143,290	141,606	140,278	138,143
総資産額	百万円	3,023,495	3,180,988	3,661,870	3,157,654	3,260,905
預金残高	百万円	2,705,568	2,818,745	3,270,057	2,842,078	2,967,709
貸出金残高	百万円	2,029,140	2,094,248	2,263,224	2,051,786	2,137,806
有価証券残高	百万円	794,196	901,929	1,063,498	880,709	953,560
1株当たり中間純利益金額	円	14.77	13.04	10.53		
1株当たり当期純利益金額	円				28.74	17.72
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円					
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円					
1株当たり配当額	円	3.00	3.25	3.25	6.50	6.50
自己資本比率	%	4.20	4.50	3.86	4.44	4.23
単体自己資本比率 (国内基準)	%	11.00	11.01	10.95	10.92	10.88
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,928 [884]	1,941 [906]	1,932 [772]	1,897 [893]	1,913 [892]
信託財産額	百万円	35	26	20	30	21
信託勘定貸出金残高	百万円					
信託勘定有価証券残高	百万円					

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 自己資本比率は、中間会計期間（事業年度）に係る純資産額を、当該中間会計期間（事業年度）に係る総資産額で除して算出しております。
- 3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 4 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業等のリスクに重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

（金融経済環境）

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、東日本大震災の影響による景気下押し圧力が徐々に解消され、被災した設備修復のための設備投資の増加、生産活動や輸出の持ち直しがみられ、緩やかな回復に向けた動きをみせております。

一方、当行の主たる営業基盤である福島県内経済は、震災および原子力発電所の事故により各方面で甚大な被害を受けております。直接的な被害に加え風評被害もあり、依然として厳しい状況にありますが、生産活動や個人消費などには、やや持ち直しの動きが見られます。

金融環境は、震災後も日本銀行による潤沢な資金供給のもとで全体的に安定しておりますが、欧州財政懸念や米国景気減速懸念に加え、円高傾向の動きとなっていることが影響し、9月末の日経平均株価は8千7百円台まで低下しました。

（事業の経過）

このような環境のもと、当行は福島県を中心とした地域経済の復興に全力で取り組む姿勢を明確にするため、新たなコーポレートメッセージ「すべてを地域のために」を制定し、さまざまな取り組みを行っております。地域経済の復興支援のため、事業者の皆さま向けには「東邦・災害対応資金」「東邦・復興支援私募債」、個人のお客さま向けには「東邦・災害復旧ローン」など各種融資商品を創設したほか、「東邦リフォームローン（無担保型）」の一部改定を行うなど地域への円滑な資金供給を行っております。また、被災された事業者の皆さまに対しては、福島県や各市町村の企業立地担当者と連携し、事務所・工場等の移転に関する情報提供を行い、事業資金のご融資も含めて事業を再開・継続していくための支援に取り組んでおります。さらに、福島県産品が風評被害の影響を受けていることから、復興支援通販事業「さすけねえ ふくしま!」「こでらんに ふくしま!」を企画・協賛しているほか、各種商談会等の開催・参加を通じてお取引先に販路拡大の機会を提供しております。

今年度は中期経営計画の最終年度であり、震災からの復旧・復興を最優先の経営課題としてグループを挙げて取り組んでおります。その結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、次の通りとなりました。

(業績)

当第2四半期連結累計期間の損益状況につきましては、貸出金・有価証券残高とも着実に増加いたしました。また、市場金利の低位推移に伴う運用利回りの低下により資金運用収益が減少したことや国債等債券損益の減少などから、経常利益は前第2四半期連結累計期間比15億69百万円減益の42億20百万円、中間純利益は、前第2四半期連結累計期間比6億90百万円減益の26億42百万円となりました。

なお、国内基準による連結自己資本比率は、内部留保の積上げによる自己資本（分子）の増加等を主たる要因として、前連結会計年度末比0.07ポイント上昇して11.00%となりました。

セグメントの業績につきましては、当行グループの報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(主要勘定)

預金につきましては、震災関連の保険金の流入等を背景として当第2四半期連結累計期間中3,023億円増加し3兆2,699億円となりました。

総預金（譲渡性預金含む）におきましては、当第2四半期連結累計期間中3,940億円増加し3兆4,686億円となりました。

貸出金につきましては、震災以降の資金需要に積極的に応えした結果、当第2四半期連結累計期間中1,254億円増加し2兆2,632億円となりました。

有価証券につきましては、投資環境や市場動向に留意した資金運用に努めました結果、当第2四半期連結累計期間中1,099億円増加し1兆640億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末の現金及び現金同等物は、営業活動における収入超過額890億円、投資活動における支出超過額1,211億円及び財務活動による支出超過額7億円により、前第2四半期連結累計期間末比164億円減少して484億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加による支出1,254億円及びコールローン等の増加による支出1,905億円に対し、譲渡性を含む総預金の増加による収入3,940億円により、890億円の収入超過となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出2,346億円及び金銭の信託の増加による支出100億円が、有価証券の売却・償還による収入1,247億円を上回ったことから、1,211億円の支出超過となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払による支出（少数株主への配当金支払を含む）8億円が、自己株式の売却による収入1億円を上回ったことから、7億円の支出超過となりました。

なお、「事業の状況」に記載の課税取引については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項なし

(5) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、著しい変動は認められないため、記載を省略しております。

(6) 生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(7) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

また、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

国内業務部門・国際業務部門別収支

資金運用収支は、国内業務部門で201億50百万円、国際業務部門で4億13百万円、全体で205億63百万円となりました。

また、役務取引等収支は、国内業務部門で25億87百万円、国際業務部門で12百万円、全体で25億99百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	20,627	415	21,043
	当第2四半期連結累計期間	20,150	413	20,563
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	22,588	503	78 23,014
	当第2四半期連結累計期間	21,569	475	52 21,992
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,960	87	78 1,970
	当第2四半期連結累計期間	1,419	62	52 1,429
信託報酬	前第2四半期連結累計期間			
	当第2四半期連結累計期間			
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,580	13	2,593
	当第2四半期連結累計期間	2,587	12	2,599
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	5,085	26	5,112
	当第2四半期連結累計期間	5,051	25	5,077
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,505	13	2,518
	当第2四半期連結累計期間	2,464	13	2,478
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	2,551	72	2,623
	当第2四半期連結累計期間	1,426	217	1,643
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	2,588	102	2,690
	当第2四半期連結累計期間	1,489	217	1,707
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	37	29	67
	当第2四半期連結累計期間	63	0	63

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び連結子会社の円建取引であり、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間5百万円、当第2四半期連結累計期間11百万円)を控除して表示しております。
- 3 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門が50億51百万円、国際業務部門が25百万円となり、合計で50億77百万円となりました。

役務取引等費用は、国内業務部門が24億64百万円、国際業務部門が13百万円となり、合計で24億78百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	5,085	26	5,112
	当第2四半期連結累計期間	5,051	25	5,077
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	913		913
	当第2四半期連結累計期間	910		910
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,791	26	1,817
	当第2四半期連結累計期間	1,722	25	1,748
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	109		109
	当第2四半期連結累計期間	134		134
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	139		139
	当第2四半期連結累計期間	128		128
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	62		62
	当第2四半期連結累計期間	55		55
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	37	0	38
	当第2四半期連結累計期間	46	0	46
うち投資信託の窓口販売業務	前第2四半期連結累計期間	379		379
	当第2四半期連結累計期間	384		384
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,505	13	2,518
	当第2四半期連結累計期間	2,464	13	2,478
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	277	13	290
	当第2四半期連結累計期間	265	13	279

(注) 国際業務部門には、当行の外国為替業務等に関する収益、費用を計上しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,811,369	7,281	2,818,650
	当第2四半期連結会計期間	3,261,767	8,185	3,269,953
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,585,220		1,585,220
	当第2四半期連結会計期間	2,004,011		2,004,011
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,198,237		1,198,237
	当第2四半期連結会計期間	1,217,896		1,217,896
うちその他	前第2四半期連結会計期間	27,911	7,281	35,192
	当第2四半期連結会計期間	39,858	8,185	48,044
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	168,808		168,808
	当第2四半期連結会計期間	198,746		198,746
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,980,177	7,281	2,987,459
	当第2四半期連結会計期間	3,460,514	8,185	3,468,699

(注) 1 国内業務部門とは、当行及び連結子会社の円建取引であり、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

業種別貸出状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,094,248	100.00	2,263,224	100.00
製造業	272,495	13.01	303,979	13.43
農業, 林業	5,389	0.26	5,251	0.23
漁業	3,158	0.15	2,973	0.13
鉱業, 採石業, 砂利採取業	3,107	0.15	3,181	0.14
建設業	71,839	3.43	79,955	3.53
電気・ガス・熱供給・水道業	28,552	1.36	30,718	1.36
情報通信業	14,290	0.68	14,042	0.62
運輸業, 郵便業	47,877	2.29	61,259	2.71
卸売業, 小売業	204,028	9.74	216,711	9.58
金融業, 保険業	116,995	5.59	145,667	6.44
不動産業, 物品賃貸業	220,573	10.53	234,530	10.36
地方公共団体	325,401	15.54	345,589	15.27
個人	516,692	24.67	522,711	23.09
その他	263,846	12.60	296,651	13.11
特別国際金融取引勘定分				
合計	2,094,248		2,263,224	

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社であります。

(信託財産の運用 / 受入状況)

信託財産残高表(連結)

資産				
科目	前中間連結会計期間 (平成22年9月30日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
信託受益権	2	9.72		
現金預け金	23	90.28	20	100.00
合計	26	100.00	20	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間 (平成22年9月30日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	26	100.00	20	100.00
合計	26	100.00	20	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間 百万円 当中間連結会計期間 百万円
2 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の取扱残高はありません。

信託財産残高表(単体)

資産				
科目	前中間会計期間 (平成22年9月30日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
信託受益権	2	9.72		
現金預け金	23	90.28	20	100.00
合計	26	100.00	20	100.00

負債				
科目	前中間会計期間 (平成22年9月30日)		当中間会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	26	100.00	20	100.00
合計	26	100.00	20	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間 百万円 当中間会計期間 百万円
2 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間及び当中間会計期間の取扱残高はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	26,258	24,800	1,458
経費(除く臨時処理分)	17,984	17,847	137
人件費	9,470	9,281	189
物件費	7,654	7,753	99
税金	859	813	46
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	8,273	6,952	1,321
一般貸倒引当金繰入額	582	762	1,344
業務純益	8,856	6,189	2,667
うち債券関係損益	2,574	1,576	998
臨時損益	3,093	1,946	1,147
株式等関係損益	424	1,970	1,546
不良債権処理額	2,573	179	2,394
個別貸倒引当金繰入額	2,412	169	2,243
偶発損失引当金繰入額	58	26	84
債権売却損等	103	36	67
償却債権取立益		294	294
その他臨時損益	95	91	4
経常利益	5,762	4,242	1,520
特別損益	225	104	121
うち固定資産処分損益	135	63	72
うち固定資産減損損失		40	40
税引前中間純利益	5,537	4,138	1,399
法人税、住民税及び事業税	2,428	1,589	839
法人税等調整額	196	112	84
法人税等合計	2,231	1,476	755
中間純利益	3,306	2,661	645

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.45	1.25	0.20
(イ)貸出金利回	1.72	1.54	0.18
(ロ)有価証券利回	1.07	0.92	0.15
(2) 資金調達原価	1.30	1.12	0.18
(イ)預金等利回	0.11	0.07	0.04
(ロ)外部負債利回	1.97	1.73	0.24
(3) 総資金利鞘	0.15	0.12	0.03

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	11.63	9.91	1.72
業務純益ベース	12.45	8.82	3.63
中間純利益ベース	4.65	3.79	0.86

(注) ROEを算出する上での純資産額については、期首と期末の単純平均により算出しております。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,818,745	3,270,057	451,312
預金(平残)	2,813,789	3,193,041	379,252
貸出金(末残)	2,094,248	2,263,224	168,976
貸出金(平残)	2,073,092	2,182,961	109,869

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,074,542	2,306,495	231,953
法人	567,194	686,060	118,866
合計	2,641,737	2,992,556	350,819

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 個人ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人ローン残高	567,854	569,340	1,486
住宅ローン残高	513,723	520,221	6,498
その他ローン残高	54,130	49,119	5,011

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,208,075	1,247,090	39,015
総貸出金残高	百万円	2,094,248	2,263,224	168,976
中小企業等貸出金比率	/ %	57.68	55.10	2.58
中小企業等貸出先件数	件	128,093	120,143	7,950
総貸出先件数	件	128,534	120,615	7,919
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.65	99.60	0.05

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であり
ます。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	11	171	6	67
保証	760	5,553	585	4,467
計	771	5,725	591	4,535

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号、以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	23,519	23,519
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	13,653	13,653
	利益剰余金	100,256	102,515
	自己株式()	1,222	746
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	829	829
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	203	205
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
計 (A)	135,580	138,318	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,056	2,028
	一般貸倒引当金	4,130	4,487
	負債性資本調達手段等	15,000	15,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	15,000	15,000
	計	21,186	21,516
うち自己資本への算入額 (B)	21,186	21,516	
控除項目	控除項目(注4) (C)	91	89
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	156,676	159,744
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,310,258	1,340,803
	オフ・バランス取引等項目	12,530	18,697
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,322,789	1,359,501
	オペレ・ショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	92,964	92,200
	(参考)オペレ・ショナル・リスク相当額 (G)	7,437	7,376
	計 (E) + (F) (H)	1,415,753	1,451,702
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		11.06	11.00
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100(%)		9.57	9.52

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	23,519	23,519
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	13,653	13,653
	その他資本剰余金		
	利益準備金	8,824	9,156
	その他利益剰余金	90,833	92,731
	その他		
	自己株式()	1,188	712
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	829	829
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	134,813	137,519
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,056	2,028
	一般貸倒引当金	4,130	4,487
	負債性資本調達手段等	15,000	15,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	15,000	15,000
	計	21,186	21,515
うち自己資本への算入額 (B)	21,186	21,515	
控除項目	控除項目(注4) (C)	82	80
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	155,917	158,954
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,309,687	1,340,201
	オフ・バランス取引等項目	12,530	18,697
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,322,218	1,358,898
	オペレ - ショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	93,049	92,224
	(参考)オペレ - ショナル・リスク相当額 (G)	7,443	7,377
	計 (E) + (F) (H)	1,415,268	1,451,122
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		11.01	10.95
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.52	9.47

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	214	219
危険債権	412	349
要管理債権	23	38
正常債権	20,510	22,309

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	798,256,000
計	798,256,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	255,500,000	255,500,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は、1,000株であります。
計	255,500,000	255,500,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日		255,500		23,519,235		13,653,461

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15,312	5.99
東邦銀行従業員持株会	福島県福島市大町3番25号	10,784	4.22
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	9,924	3.88
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	9,923	3.88
福島商事株式会社	福島県福島市大町4番4号	8,436	3.30
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	5,556	2.17
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	4,668	1.82
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	4,658	1.82
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,172	1.63
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	3,939	1.54
計		77,375	30.28

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,312千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,172千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 365,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 253,216,000	253,216	
単元未満株式	普通株式 1,919,000		
発行済株式総数	255,500,000		
総株主の議決権		253,216	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式257株含まれております。

2 従業員持株会信託口が所有する当行株式1,995,000株(議決権の数1,995個)は、「完全議決権株式(その他)」欄に含めて記載しております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	365,000	1,995,000	2,360,000	0.92
計		365,000	1,995,000	2,360,000	0.92

- (注) 1 株式名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1千株(議決権の数1個)あります。
- 2 他人名義で所有している理由等
従業員持株会信託の信託財産として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(東京都中央区晴海一丁目8番11号)が所有しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	81,748	48,800
コールローン及び買入手形	20,596	210,526
買入金銭債権	3,852	4,496
商品有価証券	605	477
金銭の信託	19,270	29,232
有価証券	1, 8, 13 954,153	1, 2, 8, 13 1,064,072
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 9 2,137,806	3, 4, 5, 6, 7, 9 2,263,224
外国為替	2,088	1,225
その他資産	8 9,965	8 9,510
有形固定資産	10, 11 35,620	10, 11 35,246
無形固定資産	2,192	2,774
繰延税金資産	14,327	12,911
支払承諾見返	4,637	4,535
貸倒引当金	25,331	24,552
資産の部合計	3,261,533	3,662,482
負債の部		
預金	8 2,967,588	8 3,269,953
譲渡性預金	107,055	198,746
借入金	12 17,981	12 20,036
外国為替	99	261
その他負債	9,510	11,041
役員賞与引当金	28	-
退職給付引当金	9,906	10,230
役員退職慰労引当金	667	351
睡眠預金払戻損失引当金	155	155
偶発損失引当金	311	285
ポイント引当金	63	71
災害損失引当金	235	93
再評価に係る繰延税金負債	10 4,321	10 4,307
支払承諾	4,637	4,535
負債の部合計	3,122,562	3,520,072
純資産の部		
資本金	23,519	23,519
資本剰余金	13,653	13,653
利益剰余金	100,680	102,515
自己株式	1,020	746
株主資本合計	136,832	138,942
その他有価証券評価差額金	1,715	3,062
土地再評価差額金	10 212	10 199
その他の包括利益累計額合計	1,928	3,262
少数株主持分	209	205
純資産の部合計	138,970	142,410
負債及び純資産の部合計	3,261,533	3,662,482

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
経常収益	31,420	29,790
資金運用収益	23,014	21,992
(うち貸出金利息)	17,932	16,916
(うち有価証券利息配当金)	4,977	4,928
役務取引等収益	5,112	5,077
その他業務収益	2,690	1,707
その他経常収益	603	¹ 1,012
経常費用	25,631	25,570
資金調達費用	1,976	1,441
(うち預金利息)	1,710	1,210
役務取引等費用	2,518	2,478
その他業務費用	67	63
営業経費	18,366	18,211
その他経常費用	² 2,701	² 3,376
経常利益	5,789	4,220
特別利益	0	-
固定資産処分益	0	-
特別損失	225	104
固定資産処分損	135	63
減損損失	-	³ 40
その他の特別損失	⁴ 89	-
税金等調整前中間純利益	5,564	4,116
法人税、住民税及び事業税	2,428	1,589
法人税等調整額	196	114
法人税等合計	2,231	1,475
少数株主損益調整前中間純利益	3,332	2,640
少数株主利益又は少数株主損失()	0	¹
中間純利益	3,332	2,642

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	3,332	2,640
その他の包括利益	1,637	1,347
その他有価証券評価差額金	1,638	1,346
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
中間包括利益	4,970	3,988
親会社株主に係る中間包括利益	4,970	3,989
少数株主に係る中間包括利益	0	1

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	23,519	23,519
当中間期末残高	23,519	23,519
資本剰余金		
当期首残高	13,653	13,653
当中間期末残高	13,653	13,653
利益剰余金		
当期首残高	97,825	100,680
当中間期変動額		
剰余金の配当	893	819
中間純利益	3,332	2,642
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	7	12
当中間期変動額合計	2,431	1,835
当中間期末残高	100,256	102,515
自己株式		
当期首残高	182	1,020
当中間期変動額		
自己株式の取得	1,078	0
自己株式の処分	39	275
当中間期変動額合計	1,039	274
当中間期末残高	1,222	746
株主資本合計		
当期首残高	134,815	136,832
当中間期変動額		
剰余金の配当	893	819
中間純利益	3,332	2,642
自己株式の取得	1,078	0
自己株式の処分	39	274
土地再評価差額金の取崩	7	12
当中間期変動額合計	1,391	2,110
当中間期末残高	136,206	138,942

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	5,780	1,715
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,637	1,347
当中間期変動額合計	1,637	1,347
当中間期末残高	7,417	3,062
土地再評価差額金		
当期首残高	225	212
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	7	12
当中間期変動額合計	7	12
当中間期末残高	233	199
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,006	1,928
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,645	1,334
当中間期変動額合計	1,645	1,334
当中間期末残高	7,651	3,262
少数株主持分		
当期首残高	206	209
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	2	4
当中間期変動額合計	2	4
当中間期末残高	203	205
純資産合計		
当期首残高	141,027	138,970
当中間期変動額		
剰余金の配当	893	819
中間純利益	3,332	2,642
自己株式の取得	1,078	0
自己株式の処分	39	274
土地再評価差額金の取崩	7	12
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	1,642	1,329
当中間期変動額合計	3,034	3,439
当中間期末残高	144,061	142,410

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	5,564	4,116
減価償却費	1,082	993
減損損失	-	40
持分法による投資損益(は益)	26	18
貸倒引当金の増減()	470	778
役員賞与引当金の増減額(は減少)	22	28
退職給付引当金の増減額(は減少)	337	324
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	14	315
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	155	-
偶発損失引当金の増減()	58	26
ポイント引当金の増減額(は減少)	6	8
災害損失引当金の増減額(は減少)	-	141
資金運用収益	23,014	21,992
資金調達費用	1,976	1,441
有価証券関係損益()	2,086	393
金銭の信託の運用損益(は運用益)	34	43
為替差損益(は益)	9	8
固定資産処分損益(は益)	123	11
商品有価証券の純増()減	26	127
貸出金の純増()減	42,461	125,417
預金の純増減()	23,326	302,364
譲渡性預金の純増減()	41,170	91,690
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	1,076	2,055
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	90	83
コールローン等の純増()減	50,387	190,573
外国為替(資産)の純増()減	197	862
外国為替(負債)の純増減()	12	162
資金運用による収入	23,701	22,831
資金調達による支出	2,133	1,800
その他	1,195	1,587
小計	34,073	88,089
法人税等の支払額	2,622	61
法人税等の還付額	-	992
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,450	89,020
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	225,573	234,673
有価証券の売却による収入	148,847	83,026
有価証券の償還による収入	58,488	41,715
金銭の信託の増加による支出	-	10,024
有形固定資産の取得による支出	503	356
有形固定資産の売却による収入	7	-
無形固定資産の取得による支出	300	852
無形固定資産の売却による収入	7	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,025	121,164

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	893	819
少数株主への配当金の支払額	2	2
リース債務の返済による支出	40	63
自己株式の取得による支出	1,078	0
自己株式の売却による収入	33	174
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,981	711
現金及び現金同等物に係る換算差額	9	8
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	10,434	32,864
現金及び現金同等物の期首残高	54,496	81,299
現金及び現金同等物の中間期末残高	<u>1</u> 64,931	<u>1</u> 48,435

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 1社 会社名 東邦情報システム株式会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 5社 会社名 東邦リ・ス株式会社 東邦コンピューターサービス株式会社 東邦信用保証株式会社 株式会社東邦カード 株式会社東邦クレジットサービス (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 1社
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。 (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～40年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 ただし、東日本大震災の影響により、債務者の実態把握や担保物件の確認等が困難な債権については、信用リスクを考慮した簡便な方法により引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p>
	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p>
	<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>
	<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>
	<p>(10) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来利用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(11) 災害損失引当金の計上基準 東日本大震災により被災した資産の原状回復費用及び撤去費用等に備えるため、中間連結会計期間末における見積額を計上しております。</p>
	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(13) リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	(14) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
	(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
	(16) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1 有価証券には、関連会社の株式603百万円を含んでおります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は6,170百万円、延滞債権額は48,642百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は305百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は709百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,827百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,985百万円あります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式585百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に20,577百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,144百万円、延滞債権額は51,640百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は141百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,732百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,659百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,762百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)								
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">4,053百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">10,710百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券97,037百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は、892百万円であり ます。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、619,682百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが604,112百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	4,053百万円	預金	10,710百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">4,053百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">27,636百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券98,230百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は870百万円であり ます。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、647,926百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが633,842百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	4,053百万円	預金	27,636百万円
有価証券	4,053百万円								
預金	10,710百万円								
有価証券	4,053百万円								
預金	27,636百万円								

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格(一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は、10,918百万円であります。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 48,269百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。</p> <p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は17,694百万円であります。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格(一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は、11,019百万円であります。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 48,845百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。</p> <p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は21,226百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)															
<p>2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,829百万円、株式等償却359百万円を含んでおります。</p> <p>4 「その他の特別損失」は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。</p>	<p>1 「その他経常収益」には、償却債権取立益294百万円を含んでおります。</p> <p>2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額932百万円、株式等売却損799百万円及び株式等償却1,205百万円を含んでおります。</p> <p>3 当中間連結会計期間において、使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額40百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="799 589 1326 775"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福島県内</td> <td>社宅</td> <td>建物等</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位（ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位）で行っております。</p> <p>また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)	福島県内	社宅	建物等	6	遊休資産	土地	33	計			40
地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)													
福島県内	社宅	建物等	6													
	遊休資産	土地	33													
計			40													

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	255,500			255,500	
合計	255,500			255,500	
自己株式					
普通株式	435	3,843	139	4,140	(注)
合計	435	3,843	139	4,140	

(注) 自己株式の変動事由の概要

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

従業員持株会信託による当行株式の取得に伴う増加 3,835千株

単元未満株式の買取りによる増加 6千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

従業員持株会信託による当行株式の売却に伴う減少 138千株

単元未満株式の買増しによる減少 1千株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	893	3.50	平成22年3月31日	平成22年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	817	利益剰余金	3.25	平成22年9月30日	平成22年12月8日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金12百万円を含めておりません。これは従業員持株会信託口
が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

当中間連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	255,500			255,500	
合計	255,500			255,500	
自己株式					
普通株式	3,422	4	979	2,447	(注)
合計	3,422	4	979	2,447	

(注) 自己株式の変動事由の概要

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

従業員持株会信託による当行株式の売却に伴う減少 978千株

単元未満株式の買増しによる減少 1千株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月27日 定時株主総会	普通株式	819	3.25	平成23年3月31日	平成23年6月28日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金9百万円を含めておりません。これは従業員持株会信託口が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	822	利益剰余金	3.25	平成23年9月30日	平成23年12月6日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金6百万円を含めておりません。これは従業員持株会信託口が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定 65,254	現金預け金勘定 48,800
普通預け金 56	普通預け金 108
その他の預け金 266	その他の預け金 257
現金及び現金同等物 64,931	現金及び現金同等物 48,435

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として、車両及びハードウェアであります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として、車両及びハードウェアであります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	432	349		82
無形固定資産	161	135		26
合計	593	484		108

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	314	262		52
無形固定資産	161	150		10
合計	475	413		62

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	88	49
1年超	33	20
合計	121	70

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	94	53
リース資産減損勘定の取崩額		
減価償却費相当額	82	46
支払利息相当額	5	2
減損損失		

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

平成23年 3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	81,748	81,748	
(2)コールローン及び買入手形	20,596	20,596	
(3)商品有価証券 売買目的有価証券	605	605	
(4)有価証券 満期保有目的の債券	27,335	27,830	494
その他有価証券	924,610	924,610	
(5)貸出金 貸倒引当金(1)	2,137,806 25,166		
	2,112,640	2,139,643	27,002
資産計	3,167,537	3,195,034	27,497
(1)預金	2,967,588	2,969,163	1,575
(2)譲渡性預金	107,055	107,055	
負債計	3,074,644	3,076,219	1,575
デリバティブ取引(2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(218)	(218)	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	(218)	(218)	

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他の資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

公共債の窓口販売業務として保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会が

公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託については、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された基準価格によっております。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものは時価評価を行ったうえ、純資産額に対する持分相当額を時価としております。自行保証付私募債については下記貸出金と同様の方法により時価を算出しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合に比べ「有価証券」残高は4,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は2,686百万円それぞれ多く計上されており、「繰延税金資産」は1,792百万円少なく計上されております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、価格決定変数は、国債の利回り及び同利回りのボラティリティであります。

(5) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を債務者の区分ごとの予想損失率に基づく理論値金利で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該貸出金の時価に当該ヘッジ手段の時価を含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金等の時価は、預金の種類ごとに元利金の合計額を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は金利スワップ、通貨スワップ、為替予約であり、取引所の価格や割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(1)(2)	2,126
組合出資金(3)	80
合計	2,207

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 当連結会計年度において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。
- (3) 組合出資金のうち、組合財産が不動産など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	23,702					
コールローン	20,596					
有価証券	95,701	170,796	241,035	121,008	273,746	10,704
満期保有目的の債券	10,034	17,301				
うち国債	10,034	17,301				
其他有価証券のうち満期があるもの	85,667	153,494	241,035	121,008	273,746	10,704
うち国債	33,383	61,130	92,356	101,618	231,347	10,704
うち地方債	7,626	20,862	45,829	3,934	14,254	
うち社債	34,765	44,926	71,667	12,358	28,144	
貸出金()	547,401	452,304	366,431	157,756	184,414	299,952
合計	687,401	623,100	607,467	278,764	458,160	310,656

() 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない154,812百万円、期間の定めのないもの74,734百万円は含めておりません。

(注4) 預金および譲渡性預金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金()	2,755,694	190,283	21,587	12	11	
譲渡性預金	107,055					
合計	2,862,750	190,283	21,587	12	11	

() 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

平成23年 9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	48,800	48,800	
(2)コールローン及び買入手形	210,526	210,526	
(3)商品有価証券 売買目的有価証券	477	477	
(4)有価証券 満期保有目的の債券	17,300	17,699	398
その他の有価証券	1,044,621	1,044,621	
(5)貸出金 貸倒引当金（ 1 ）	2,263,224 24,304		
	2,238,919	2,268,516	29,596
資産計	3,560,646	3,590,641	29,995
(1)預金	3,269,953	3,271,092	1,139
(2)譲渡性預金	198,746	198,746	
負債計	3,468,699	3,469,838	1,139
デリバティブ取引（ 2 ） ヘッジ会計が適用されていないもの	280	280	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	280	280	

（ 1 ）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ）その他の資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

公共債の窓口販売業務として保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託については、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された基準価格によっております。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものは時価評価を行ったうえ、純資産額に対する持分相当額を時価としております。自行保証付私募債については下記貸出金と同様の方法により時価を算出しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合に比べ「有価証券」残高は2,420百万円、「その他有価証券評価差額金」は1,451百万円それぞれ多く計上されており、「繰延税金資産」は968百万円少なく計上されております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、価格決定変数は、国債の利回り及び同利回りのボラティリティであります。

(5) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を債務者の区分ごとの予想損失率に基づく理論値金利で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該貸出金の時価に当該ヘッジ手段の時価を含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金等の時価は、預金の種類ごとに元利金の合計額を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は金利スワップ、通貨スワップ、為替予約であり、取引所の価格や割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(1)(2)	2,069
組合出資金(3)	80
合計	2,150

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について33百万円減損処理を行っております。
- (3) 組合出資金のうち、組合財産が不動産など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	27,335	27,830	494
	地方債			
	社 債			
	その他			
	小 計	27,335	27,830	494
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債			
	地方債			
	社 債			
	その他			
	小 計			
合 計		27,335	27,830	494

2 その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	14,306	11,447	2,858
	債 券	595,464	586,776	8,687
	国 債	380,564	375,704	4,859
	地方債	57,968	57,109	858
	社 債	156,931	153,961	2,969
	その他	47,543	46,846	696
	小 計	657,313	645,069	12,243
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	17,093	22,769	5,675
	債 券	219,447	221,547	2,099
	国 債	149,975	151,433	1,458
	地方債	34,541	34,885	344
	社 債	34,931	35,227	296
	その他	30,755	32,496	1,740
	小 計	267,296	276,812	9,515
合 計		924,610	921,882	2,727

3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、614百万円（うち、株式614百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について（中間）連結会計（期間）年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるもの	国債	17,300	17,699	398
	地方債			
	社債			
	その他			
	小計	17,300	17,699	398
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えないもの	国債			
	地方債			
	社債			
	その他			
	小計			
合 計		17,300	17,699	398

2 その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種 類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株 式	12,039	9,217	2,821
	債 券	871,633	860,428	11,204
	国債	583,594	577,130	6,463
	地方債	101,933	100,519	1,414
	社債	186,104	182,778	3,326
	その他	32,696	32,298	397
	小計	916,368	901,944	14,423
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株 式	17,985	23,605	5,620
	債 券	61,571	61,784	212
	国債	21,819	21,856	36
	地方債	10,727	10,743	16
	社債	29,025	29,185	160
	その他	48,695	51,695	3,000
	小計	128,252	137,086	8,833
合 計		1,044,621	1,039,030	5,590

3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,171百万円（うち、株式1,171百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当事項なし

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	4,109	4,109			

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	4,111	4,111			

(注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,727
その他有価証券	2,727
()繰延税金負債	1,016
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,711
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	4
その他有価証券評価差額金	1,715

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,590
その他有価証券	5,590
()繰延税金負債	2,532
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,057
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	4
その他有価証券評価差額金	3,062

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
店頭	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	75	75	0	0
	受取変動・支払固定	75	75	0	0
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
	合計			0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物 売建 買建				
	通貨オプション 売建 買建				
店頭	通貨スワップ 為替予約	22,932	22,932	7	7
	売建	15,166		211	211
	買建	40		0	0
	通貨オプション 売建				
	買建				
	その他 売建 買建				
	合計			219	219

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 金利先物 金利オプション 売建 買建				
金利スワップの 特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金	69,478	61,242	(注) 2
	合計				

(注) 1 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし

当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
店頭	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	53	53	0	0
	受取変動・支払固定	53	53	0	0
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
	合計			0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物 売建 買建				
	通貨オプション 売建 買建				
店頭	通貨スワップ 為替予約	22,148	22,148	8	8
	売建	14,059		290	290
	買建	385		1	1
	通貨オプション 売建				
	買建				
	その他 売建 買建				
	合計			280	280

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 金利先物 金利オプション 売建 買建				
金利スワップの 特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金	60,024	60,024	(注) 2
	合計				

(注) 1 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

- 2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、賃貸等不動産関係の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価については、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはソフトウェア開発業務等が含まれております。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはソフトウェア開発業務等が含まれております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	17,932	7,635	5,852	31,420

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当行グループは、主要な顧客ごとの経常収益について合理的な把握が困難なため、記載を行っておりません。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	16,916	6,536	6,337	29,790

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当行グループは、主要な顧客ごとの経常収益について合理的な把握が困難なため、記載を行っておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当事項なし

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当事項なし

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

該当事項なし

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当事項なし

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

該当事項なし

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	550.46	561.95
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	138,970	142,410
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	209	205
(うち少数株主持分)	百万円	209	205
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	138,760	142,204
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	252,077	253,052

(注) 「1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数」は、従業員持株会信託口が所有する当行株式を控除しております。

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	13.15	10.46
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,332	2,642
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	3,332	2,642
普通株式の期中平均株式数	千株	253,405	252,577

(注) 1 「普通株式の期中平均株式数」は、従業員持株会信託口が所有する当行株式を控除しております。

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項なし

2 【その他】

該当事項なし

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	81,748	48,799
コールローン	20,596	210,526
買入金銭債権	3,852	4,496
商品有価証券	605	477
金銭の信託	19,270	29,232
有価証券	1, 8, 13 953,560	1, 2, 8, 13 1,063,498
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 9 2,137,806	3, 4, 5, 6, 7, 9 2,263,224
外国為替	2,088	1,225
その他資産	8 9,960	8 9,505
有形固定資産	10, 11 35,617	10, 11 35,243
無形固定資産	2,191	2,774
繰延税金資産	14,300	12,883
支払承諾見返	4,637	4,535
貸倒引当金	25,331	24,552
資産の部合計	3,260,905	3,661,870
負債の部		
預金	8 2,967,709	8 3,270,057
譲渡性預金	107,185	198,876
借入金	12 17,981	12 20,036
外国為替	99	261
その他負債	9,501	11,040
未払法人税等	78	1,577
リース債務	448	440
資産除去債務	73	73
その他の負債	8,901	8,949
役員賞与引当金	28	-
退職給付引当金	9,868	10,190
役員退職慰労引当金	661	350
睡眠預金払戻損失引当金	155	155
偶発損失引当金	311	285
ポイント引当金	63	71
災害損失引当金	235	93
再評価に係る繰延税金負債	10 4,321	10 4,307
支払承諾	4,637	4,535
負債の部合計	3,122,762	3,520,264
純資産の部		
資本金	23,519	23,519
資本剰余金	13,653	13,653
資本準備金	13,653	13,653
利益剰余金	100,033	101,888
利益準備金	14 8,990	9,156
その他利益剰余金	91,043	92,731
別途積立金	85,600	88,600
繰越利益剰余金	5,443	4,131
自己株式	986	712
株主資本合計	136,219	138,348
その他有価証券評価差額金	1,711	3,057
土地再評価差額金	10 212	10 199
評価・換算差額等合計	1,923	3,257

純資産の部合計	138,143	141,606
負債及び純資産の部合計	3,260,905	3,661,870

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	31,379	29,757
資金運用収益	23,014	21,993
(うち貸出金利息)	17,932	16,916
(うち有価証券利息配当金)	4,977	4,928
役務取引等収益	5,112	5,077
その他業務収益	2,675	1,671
その他経常収益	576	¹ 1,015
経常費用	25,616	25,514
資金調達費用	1,976	1,441
(うち預金利息)	1,710	1,210
役務取引等費用	2,518	2,478
その他業務費用	54	34
営業経費	² 18,364	² 18,203
その他経常費用	³ 2,701	³ 3,357
経常利益	5,762	4,242
特別利益	0	-
特別損失	225	⁴ 104
税引前中間純利益	5,537	4,138
法人税、住民税及び事業税	2,428	1,589
法人税等調整額	196	112
法人税等合計	2,231	1,476
中間純利益	3,306	2,661

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	23,519	23,519
当中間期末残高	23,519	23,519
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	13,653	13,653
当中間期末残高	13,653	13,653
資本剰余金合計		
当期首残高	13,653	13,653
当中間期末残高	13,653	13,653
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	8,645	8,990
当中間期変動額		
利益準備金の積立	178	165
当中間期変動額合計	178	165
当中間期末残高	8,824	9,156
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	80,600	85,600
当中間期変動額		
別途積立金の積立	5,000	3,000
当中間期変動額合計	5,000	3,000
当中間期末残高	85,600	88,600
繰越利益剰余金		
当期首残高	8,007	5,443
当中間期変動額		
利益準備金の積立	178	165
別途積立金の積立	5,000	3,000
剰余金の配当	893	819
中間純利益	3,306	2,661
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	7	12
当中間期変動額合計	2,773	1,311
当中間期末残高	5,233	4,131
利益剰余金合計		
当期首残高	97,253	100,033
当中間期変動額		
利益準備金の積立	-	-
別途積立金の積立	-	-
剰余金の配当	893	819
中間純利益	3,306	2,661
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	7	12
当中間期変動額合計	2,405	1,854
当中間期末残高	99,658	101,888

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
自己株式		
当期首残高	149	986
当中間期変動額		
自己株式の取得	1,078	0
自己株式の処分	39	275
当中間期変動額合計	1,039	274
当中間期末残高	1,188	712
株主資本合計		
当期首残高	134,276	136,219
当中間期変動額		
剰余金の配当	893	819
中間純利益	3,306	2,661
自己株式の取得	1,078	0
自己株式の処分	39	274
土地再評価差額金の取崩	7	12
当中間期変動額合計	1,365	2,129
当中間期末残高	135,642	138,348
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	5,776	1,711
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,638	1,346
当中間期変動額合計	1,638	1,346
当中間期末残高	7,414	3,057
土地再評価差額金		
当期首残高	225	212
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	7	12
当中間期変動額合計	7	12
当中間期末残高	233	199
評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,002	1,923
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,646	1,333
当中間期変動額合計	1,646	1,333
当中間期末残高	7,648	3,257
純資産合計		
当期首残高	140,278	138,143
当中間期変動額		
剰余金の配当	893	819
中間純利益	3,306	2,661
自己株式の取得	1,078	0
自己株式の処分	39	274
土地再評価差額金の取崩	7	12
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,646	1,333
当中間期変動額合計	3,012	3,463
当中間期末残高	143,290	141,606

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～40年 その他：2年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 ただし、東日本大震災の影響により、債務者の実態把握や担保物件の確認等が困難な債権については、信用リスクを考慮した簡便な方法により引当を行っております。

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>
	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間会計期間末支給額を計上しております。</p>
	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>
	<p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>
	<p>(6) ポイント引当金 ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来利用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(7) 災害損失引当金 東日本大震災により被災した資産の原状回復費用及び撤去費用等に備えるため、当中間会計期間末における見積額を計上しております。</p>
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
	<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9月30日)
<p>1 関係会社の株式総額 10百万円</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は6,170百万円、延滞債権額は48,642百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は305百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は709百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,827百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,985百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,053百万円 担保資産に対応する債務 預金 10,710百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券97,037百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は892百万円であります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 10百万円</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に20,577百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,144百万円、延滞債権額は51,640百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は141百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,732百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,659百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,762百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 4,053百万円 担保資産に対応する債務 預金 27,636百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券98,230百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は870百万円あります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、619,782百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが604,212百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格(一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は、10,918百万円であります。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 48,244百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。</p> <p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は、17,694百万円であります。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、648,026百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが633,942百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格(一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は、11,019百万円であります。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 48,819百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。</p> <p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は、21,226百万円であります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>14 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p> <p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、165百万円であります。</p>	

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)																							
<p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">794百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">286百万円</td> </tr> </table> <p>3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,829百万円、株式等償却359百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	794百万円	無形固定資産	286百万円	<p>1 「その他経常収益」には、償却債権取立益294百万円を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">725百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">267百万円</td> </tr> </table> <p>3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額932百万円、株式等売却損799百万円及び株式等償却1,205百万円を含んでおります。</p> <p>4 当中間会計期間において、使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額40百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地域</th> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 40%;">減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福島県内</td> <td>社宅</td> <td>建物等</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位（ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位）で行っております。</p> <p>また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	有形固定資産	725百万円	無形固定資産	267百万円	地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)	福島県内	社宅	建物等	6	遊休資産	土地	33	計			40
有形固定資産	794百万円																							
無形固定資産	286百万円																							
有形固定資産	725百万円																							
無形固定資産	267百万円																							
地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)																					
福島県内	社宅	建物等	6																					
	遊休資産	土地	33																					
計			40																					

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	353	3,841	139	4,056	(注)

(注)自己株式の変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

従業員持株会信託による当行株式の取得に伴う増加 3,835千株

単元未満株式の買取りによる増加 6千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

従業員持株会信託による当行株式の売却による減少 138千株

単元未満株式の買増しによる減少 1千株

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	3,337	2	979	2,360	(注)

(注)自己株式の変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

従業員持株会信託による当行株式の売却による減少 978千株

単元未満株式の買増しによる減少 1千株

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として、車両及びハードウェアであります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として、車両及びハードウェアであります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2)通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	312	250		61
合計	312	250		61

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	194	151		42
合計	194	151		42

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	36	27
1年超	31	20
合計	67	47

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	63	21
リース資産減損勘定の取崩額		
減価償却費相当額	55	18
支払利息相当額	3	1
減損損失		

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式			
関連会社株式			
合計			

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1
関連会社株式	9
合計	10

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当中間会計期間末(平成23年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式			
関連会社株式			
合計			

() 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表 計上額(百万円)
子会社株式	1
関連会社株式	9
合計	10

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	13.04	10.53
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,306	2,661
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	3,306	2,661
普通株式の期中平均株式数	千株	253,488	252,663

(注) 1 「普通株式の期中平均株式数」は、従業員持株会信託口が所有する当行株式を控除しております。

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項なし

4 【その他】

第109期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）中間配当については、平成23年11月11日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	822百万円
1株当たり中間配当金	3.25円
効力発生日及び支払開始日	平成23年12月6日

（注）配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金6百万円を含めておりません。これは従業員持株会信託口が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月15日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 水 守 理 智
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴 木 和 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 満 山 幸 成

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東邦銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東邦銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月15日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 水 守 理 智
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴 木 和 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 満 山 幸 成

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東邦銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第109期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東邦銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。